

物 物 物 物

苓北町公告第 31 号

下記の者は、令和8年度固定資産税 第2期分督促状の送達を受けるべき住所及び居所
が明らかでないので、地方税法第20条の2の規定により送達に代えて公告する。

公告された督促状は、地方税法第20条の2第3項により公示送達をした日から起算し
7日を経過したときに書類の送達があったものとする。

なお、送達すべき督促状は、苓北町役場税務住民課に保管し、いつでも送達を受ける者
に交付するものである。

令和8年10月14日

苓北町長 山崎 秀典



記

納税義務者氏名

瀬形 岩市 他3名

若松 ヨシノ

若松 靖高

公 示 送 達 書

文書番号	第 31 号	令和8年10月14日	
下記の書類は、当町税務住民課に保管してありますので出頭のうえ受領してください。 地方税法第20条の2第1項の規定により公告します。			
べき者の氏名 送達を受ける	住(居)所	若 松 靖 高	
	氏 名		
書類名 送達する	令和8年度固定資産税 第2期分督促状		
注 意 事 項	上記の書類を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により下記の日に書類の送達があったものとみなされます。 令和8年10月20日		



公 示 送 達 書

文書番号	第 31 号	令和8年10月14日	
下記書類は、当町税務住民課に保管してありますので出頭のうえ受領してください。 地方税法第20条の2第1項の規定により公告します。			
べき者の氏名 送達を受ける	住(居)所	若 松 ヨ シ ノ	
	氏 名		
書 類 名 送達する	令和8年度固定資産税 第2期分督促状		
注 意 事 項	上記の書類を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により下記の日に書類の送達があったものとみなされます。 令和8年10月20日		

大分県 豊後郡 杵築市 杵築町 杵築

杵築町長 山崎 秀典

公 示 送 達 書

文書番号	第 31 号	令和8年10月14日	
下記の書類は、当町税務住民課に保管してありますので出頭のうえ受領してください。 地方税法第20条の2第1項の規定により公告します。			
べき者の氏名 送達を受ける	住(居)所	菅北町長 山 崎 秀 典 	
	氏 名		
書 類 名 送達する	令和8年度固定資産税 第2期分督促状		
注 意 事 項	上記の書類を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により下記の日に書類の送達があったものとみなされます。 令和8年10月20日		